

(参考資料)

## 育成者権侵害対策研究会報告の概要

### 1 育成者権侵害の状況

育成者権者の約3割が権利侵害(その疑いのあるものを含む。)を経験しており、制度の遵守は十分といえない状況。

### 2 育成者権侵害対策の現状

我が国においては、国際的に調和した水準の権利保護制度が整備されているが、侵害対策の現状を吟味すると以下のような問題点がある。

育成者権者による権利行使が必ずしも円滑に行われていない。

農業者、流通業者等への権利保護の認識の浸透は十分とは言えない。

海外における育成者権者の権利行使に当たっては、UPOV条約未締結国が多いなどの問題がある。

権利侵害品は全国の空港、港湾から輸入される可能性があること等から、育成者権者の自助努力による輸入侵害品対策には限界がある。

現行制度では、不法に登録品種の収穫物を利用した者に対しては刑事罰が適用されていない。

### 3 今後の育成者権侵害対策の方向

#### (1) 育成者権者による権利行使の環境整備

国、関係団体等が一体となった育成者権者への情報提供が必要。

対抗措置等に関する相談窓口を設置することの検討が必要。

品種の同一性等の立証を支援するための体制整備の検討等が必要。

#### (2) 農業者、流通業者等への権利保護に関する普及・啓発

国、関係団体等が一体となった、権利保護に関する知識の普及・啓発活動の強化が必要。

#### (3) 海外における権利行使のための条件整備

海外における制度整備等への支援を継続するとともに、中国、韓国等との審査協力の推進及び育成者権者への情報提供が必要。

(4) 育成者権侵害品の輸入に対する対策

国による水際規制を行うことを検討すべき。この場合、侵害物品該当性の立証の精度、迅速性等の確保等が必要。

(5) 収穫物の権利侵害に対する対策

不法に登録品種の収穫物を利用した者に対し刑事罰を適用すべき。また、育成者権者等が、登録品種であることを統一的な方法により表示すべき。

(6) 育成者権の及ぶ範囲の検討

当面、自家増殖の制限範囲の妥当性の検証が必要。育成者権の及ぶ範囲の加工品への拡大については、中長期的な視点の下に検討していく必要。